

衛生推進者養成講習について

労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満(パート等を含む)の労働者を使用する対象業種の事業場は安全衛生推進者若しくは衛生推進者を選任し、事業場における安全衛生業務を担当させなければなりません。

当今治支部では、標記講習を下記のとおり実施しますので、該当事業場は受講されますようご案内いたします。

〔対象業種〕

・安全衛生推進者： 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業
自動車整備業、機械修理業

・衛生推進者： その他の業種(上記に記載のない小売業、社会福祉施設、飲食店など)

記

1. 日時、会場等

日 時	会 場	科目・時間	定 員
令和2年2月12日 (水) 09:00~15:30	今治地域地場産業振興センター 2階 中会議室 今治市旭町2-3-5 電話 0898-32-3337	①作業環境管理及び作業管理 2時間 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ②健康の保持増進対策 1時間 ③安全衛生教育 1時間 ④労働衛生関係法令 1時間	45人

2. 受講料 6,600円、テキスト代1,100円 計7,700円(消費税10%含む)

※消費税率の改定に伴い10月以降の講習より消費税率を10%に改定させていただきます。

3. 修了証 全科目修了した方に、修了証をお渡します。

4. 申込要領 ①申込先 (公社)愛媛労働基準協会今治支部

〒794-0015 今治市常盤町4-5-4 今治中央ビル2階 電話 0898-22-6806

②申込方法 下記申込書、受講票の※欄以外の太枠部に記入し、受講料を添えて申し込んでください。

③申込期間 令和元年12月12日(木)~1月30日(木)(期限内でも、定員になり次第締切ります。)

5. その他

①納入した受講料等は、欠席しても返戻いたしません。

②遅刻早退者には、修了証の発行はできません。

③受講申込書の太枠記載内容に基づき修了証を作成しますので、正確に記入してください。

④駐車場は有料の地下駐車場及び近隣の駐車場をご利用ください。

切 り 取 り 線

衛生推進者養成講習 受講申込書・修了台帳

※テキスト購入 ☐ 当日渡 ☐ 渡済 ☐ 不要

※受付番号		※修了証番号	
ふりがな			
氏 名	男・女		
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	受講日 令和2年2月12日
現住所	〒		
事業所	〒		
	所在地		
	事業所名		
	電話番号		
協会員等	協会員 ・ 一般		

(公社)愛媛労働基準協会今治支部 殿

受 講 票

〔衛生推進者養成講習〕

※テキスト ☐ 当日渡 ☐ 受講者持参

※受付番号	
氏 名	
受講日時	令和2年 2月12日(水) 09:00~15:30
会 場	今治地域地場産業振興センター 2階 中会議室 今治市旭町2-3-5
①作業環境管理及び作業管理	
②健康の保持増進対策	
③安全衛生教育	
④安全衛生関係法令	

(公社)愛媛労働基準協会今治支部

講習に係る問合せは、TEL0898-22-6806まで

注1)筆記用具持参のこと

注2)受講票は講習当日受付に提示し、
受講中は机の上に置くこと注3)駐車場は有料の地下駐車場及び
近隣の駐車場をご利用ください。